

当組合健康管理センターでの健診受診期間の拡大について

従来、当組合健診センターについては、誕生月該当者以外の方の受診においては、誕生月より6か月以内としておりましたが、令和7年4月受診分より、6か月以内での受診期間を廃止し、4月～翌年3月まで受診期間を拡大いたします。

これにより誕生月前でも受診が可能となります。なお、誕生月の優先予約はそのままとさせていただきます。

今回の変更より健康診断については、年度内に1回の受診となり、年度末の3月31日までに受診できなかった場合は、その年度としての健診は無効となります。

※令和6年度の健診は従来通りです。

例) 3月誕生月の方は令和7年9月末まで受診可能とし令和6年度分の健診扱いとなります。

●予約申し込み

誕生月の方	開始日	例) 4月誕生月
Web予約 (設計Info/ 設計InfoBiz)	誕生月2か月前の20日 午前9時～	令和7年2月20日(木) 午前9時～
電話予約	誕生月1か月前の1日 午前9時～	令和7年3月3日(月) 午前9時～

<誕生月以外の方の予約>

受診希望月の1か月前10日午前9時から、Web(設計Info/設計InfoBiz)・電話ともに開始いたします。

例) 4月受診希望 ⇒ 3/10(月)午前9時～ Web・電話予約ともに開始